

9月20日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
財 政 係 長	川 島 徳 夫 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	春 日 英 次 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第 5 2 号 令和 5 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第 5 3 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第 5 4 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第 5 5 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第 5 6 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第 5 7 号 坂城町公告式条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 5 8 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 5 9 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 6 0 号 令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について

第 11 議案第 6 1 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

第 12 議案第 6 2 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

第 13 議案第 6 3 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

追加第 1 議案第 6 4 号 坂城町教育委員会委員の任命について

追加第 2 発委第 2 号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書について

追加第 3 発委第 3 号 医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について

追加第 4 発委第 4 号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について

追加第 5 発委第 5 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について

追加第 6 発議第 3 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について

追加第 7 発議第 4 号 地方財政の充実・強化に対する意見書について

追加第 8 発議第 5 号 健康保険証の存続を求める意見書について

追加第 9 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（伊達君） おはようございます。大変貴重なお時間を頂戴し、誠に申し訳ありません。

去る11日の本会議の際に資料の一部訂正をお願いいたしました、令和5年度主要施策の成果及び実績報告書につきまして、別の箇所にも誤りがあったため、一部訂正をお願いしたいと存じます。

訂正いただきたい箇所につきましては、実績報告書の69ページ、下段の表になります。事業名、勤労者総合福祉センター管理一般経費のうち、主な経費欄の二つ目として、「冷暖房設備更新工事」の記載につきまして、正しくは「多目的ホール防水工事」となります。重ねての訂正となり、おわびを申し上げますとともに、お手元に修正用のシールをお配りしましたので、訂正をいただきたく、よろしくお願いいたします。

議長（滝沢君） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（滝沢君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第1号 国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）について直ちに見直しを検討することを求める請願書」

議長（滝沢君） この請願に対する委員長報告は不採択でありました。これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（玉川君） 私は、総務産業常任委員会で6月に継続審査となり、今議会では不採択となっ

た品川フリーランスの会からの、国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）について直ちに見直しを検討することを求める請願書について、賛成の立場から討論をします。

請願者は、請願書とともに資料を添付されました。その資料は、全国のフリーランス、自営業者約7千人、年齢で見ると40歳から50歳、これから20年、30年先、日本を支える世代が突出して回答されたアンケート調査でした。

議員の皆さんには同じ資料が届いていますが、改めて主な結果を見ますと、インボイス発行事業者登録の状況はというところで、既に消費税課税事業者であったので登録したが13.5%、免税事業者だったが新規登録したが25%、登録していないは51%、インボイス制度についての受け止めについては、制度の必要性を感じている0.3%、事業によい影響があるというのが0.2%、制度が始まったので受け入れているというのが3.5%、制度に問題を感じており、制度の見直しを求めるが全回答者の90%以上という結果でした。この結果が基になって今回の請願となったものです。

赤字でも納税しなければならない消費税の負担については、値上げができず、売上・貯蓄から補填しているというのが60%、借入れが約10%、値上げができたのは僅か16%です。制度の理解、申告書の作成、税理士との新規契約の経済的負担、取引先との交渉などの事務作業の負担感については、非常に大変が42%、大変が30%と、70%以上が大変であると答え、消費税の負担については、消費税負担で事業が成り立たなくなりそうというのが27%、軽減措置終了後のめどが立たないというのが32.5%と、60%が負担への不安を回答しています。

また、今後の事業の見通しについては、見通しが悪いというのが53%、廃業・転職も考えているというのが15%と、やはり70%近くが不安を抱えています。この原因の一つに、取引先からの事業者登録や値下げの強要、取引排除を44%があったと回答していること、これも制度の大きな問題点として明らかになっています。

このような調査を目の当たりにして、このままのインボイス制度でいいとは思えません。議会の皆様方には零細と言われる弱い立場でありながらも、地域の経済を支え続けている事業者の実情を十分にご理解いただいて、この請願へのご賛同をいただきたいと思います。

最後になりますが、賛成できないという議員さんにおいては、その理由を反対討論としてこの場で明らかにしていただければと思います。以上で賛成討論を終わります。

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

11番（柊津さん） 私は、請願第1号「国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）について直ちに見直しを検討することを求める請願書」に対して、反対の立場で討論いたします。

まず、前提として理解しておくべきことは、事業者間で消費税をやり取りしても、最終的には事業者にとってプラスにもマイナスにもならないという点です。例えば1千円の商品を販売

した場合、100円の消費税を預かります。この商品の仕入れ値が600円であれば、60円の消費税を支払っています。したがって、税金分としては100円－60円＝40円が手元に残ります。この40円を国に納めるため、事業者にとって得にも損にもなりません。

このように、受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて納めることを仕入税額控除といいます。インボイスの導入により、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えることで、買手側の転嫁拒否といった不当な値下げ行為を是正し、売手側にとっては価格転嫁がしやすくなります。これにより、複数税率下においても適正な取引や公平な税負担を確保するために必要な制度です。

国は、免税事業者が取引から排除されかねない、事務負担が複雑になるといった懸念の声を踏まえ、課税事業者への転換の可否を見極めながら対応を決めるために、インボイス制度の導入までに4年間の準備期間を設けました。さらにそこから6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定の仕入税額控除を認める経過措置を設けました。これにより、個々の事業者への影響を極力緩和することができたと考えます。

その上で、仕入税額控除を受けるためのルールとしてインボイス方式が必要な理由は、取引における消費税額を正確に把握するため、正確な税率を確認するため、不正やミスを防ぐための三つです。特に預かった消費税の一部が国に納められず、利益として手元に残ることを防ぐことにもつながります。消費税の取扱いを透明にするために、誰が、いつ、何を税率何%で合計いくらで販売したかという明細を記した適格請求書等保存方式（インボイス制度）は必要です。以上の理由により、本請願に反対いたします。

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） では、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成少数。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

「請願第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願」

「陳情第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情」は同趣旨と判断

し、一括議題といたします。

なお、この２件の請願及び陳情につきましては、付託いたしました総務産業常任委員会においても、一括議題として審議し、委員長報告は採択でありました。

「質疑、討論なく（委員長報告採択、電子採決、全員賛成により）採択」

「陳情第１号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情」

「質疑、討論なく（委員長報告採択、電子採決、全員賛成により）採択」

「陳情第２号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情」

「質疑、討論なく（委員長報告採択、電子採決、全員賛成により）採択」

「陳情第３号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情」

「質疑、討論なく（委員長報告採択、電子採決、全員賛成により）採択」

議長（滝沢君） 日程第２ 「議案第５２号」から日程第６「議案第５６号」までの令和５年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る９月１１日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

◎日程第２「議案第５２号 令和５年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（大日向君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る９月１１日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第５２号「令和５年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款１議会費、款２総務費のうち項１総務管理費中、目１１防犯対策費、目１２交通安全対策費、目１３消費生活費、項３戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款３民生費のうち項１社会福祉費中、目５人権同和推進費、目６隣保館運営費、款４衛生費のうち項１保健衛生費中、目９上水道費、目１０合併処理浄化槽設置費、款５労働費、款６農林水産業費、款７商工費、款８土木費、款９消防費のうち項１消防費中、目４水防費、目５防災費、款１０教育費のうち項２小学校費、目１小学校総務費中繰越スマートエネルギー設備導入事業、款１２公債費、款１４予備費の各事項について、９月１２日、１３日の２日間にわたり委員全員出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、

町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、企画政策課長、会計管理者、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

○ 長野県地方税滞納整理機構への移管者の選定方法と令和５年度の徴収実績及び負担金額は。
また、移管の効果は。

△ 滞納整理機構には、滞納繰越分の住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税が移管でき、滞納額・徴収の困難度・納税者の納税意欲等を勘案し移管する者を選定している。令和５年度は、６８０万４，４９０円を移管し４４６万７，１５０円を徴収した。負担金は、均等割・件数割・前々年度の徴収実績により算出され、令和５年度は１６３万３千円であった。負担金以上の徴収実績があり、移管の効果は十分あると考える。

○ どのような場合において不納欠損処理を行うのか。

△ 債務者の出国、所在不明などのほか、生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等、地方税法に定められた事実が認められるときに滞納処分の執行停止を行い、その後３年間継続して状況の改善が見られない場合は不納欠損処分とする。また、事由によっては、３年を待たず不納欠損処分できるとされている。

○ 個人町民税の増額要因と、法人町民税の減額要因は。

△ 個人町民税は、給与所得者や営業・農業等を除いた所得者において、納税義務者数や町民税所得割額が増加したことが一因と考えられる。法人町民税の減額は、設備投資や売上げの減少などの影響が考えられる。

○ 社会資本整備総合交付金のうち、繰越明許費と公営住宅等ストック総合改善事業の内容は。

△ 繰越明許費はＡ０１号線道路改良事業等、令和４年度から繰越しをした事業に係る社会資本整備総合交付金である。公営住宅等ストック総合改善事業は、町営住宅中之条団地の給湯器更新事業に対する補助金である。

○ コミュニティ推進事業助成金の内容は。

△ 一般財団法人自治総合センターから金井区における備品整備に対して助成されたものである。

〈歳出〉

（総務課）

○ 顧問弁護士への相談実績は。

△ 令和５年度は相談事案が１件あった。

○ 令和６年度採用に係る令和５年度の町職員採用試験の採用区分及び応募者人数と採用者人数は。

- △ 上級行政職について応募者13人、採用者7人であった。
- 令和5年度において、接遇研修の実施状況は。
- △ 新入職員研修のカリキュラムの中で接遇研修を実施しているほか、クレーム対応研修等において、窓口対応など接遇に係る事項について実施した。
- 蛍光管の製造が中止される予定があるが、庁舎内のLED化の進捗状況は。
- △ 使用頻度の高い執務スペースから照明のLED化を進めているが、会議室等使用頻度の少ない箇所においては、順次計画的に切り替えていく。

(会計室)

- 税目ごとのコンビニ収納の利用率は。
- △ 個人住民税普通徴収が29.1%、固定資産税19.5%、軽自動車税38.6%、国民健康保険税16.6%である。

(企画政策課)

- 温泉施設設備品の内容は。
- △ 源泉のお湯をくみ上げる源泉水中ポンプ1基の購入費で、災害や故障などの不測の事態の際に対応するため調達したものである。
- ふるさと納税事業の目的別件数と金額は。また、寄附金総額から諸経費等を差し引いた収入額はいくらか。
- △ 「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援」は2,729件で5,016万8千円、「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援」は356件で651万5千円、「花と緑ばらっぱいのふるさとさかきを応援」は436件で786万8千円、「ふるさとさかきのまちづくりを応援」は3,553件で6,528万4千円である。

また、令和5年度の寄附収入額から諸経費と他自治体への寄附に伴う町税控除額を差し引いた収入額は4,813万454円である。

- 返礼品は、何品目を提供し、需要が多いものは何か。
- △ 令和5年度末現在で掲載のあった品目は154品目で、需要は、果実類が多く、シャインマスカット、ナガノパープル、巨峰で8割以上を占めている。
- 新たな返礼品目の提供予定はあるか。
- △ 新たな返礼品については、今後も町内事業者、生産者等に働きかけ、随時確保していきたい。
- 複合施設の用地測量の内容は。
- △ 建設予定地は、国土調査完了から年数がたっていることから、杭の位置確認や境界杭がなくなっている箇所の復元のほか、ドローンによる精密測量を含め実施した。
- 町内への新規ワイナリー参入の動きはあるか。
- △ ワイナリーに興味がある方や定住希望者にワイナリーの紹介や案内などを行っているが、新

規参入には至っていない。

○ 戸別受信機等設置工事費の内容は。

△ 転入時や町内における引っ越しによる戸別受信機の設置工事で、昨年度は58件実施したほか、大望橋カメラ修繕や有線放送電話の電柱撤去などを行った。

(商工農林課)

○ 一般財団法人更埴地域勤労者共済会補助金が前年度より増額となった理由は。

△ 公益法人制度改革により、平成25年度に旧制度の財団法人から新制度に基づく一般財団法人に移行する際、監督官庁である長野県からの指示により、共済会の基金を計画的に公益目的事業のために使い切ることとされた。そのため、毎年、基金を取り崩して事業費に充てていたが、令和4年度をもって終了した。

共済会において講座受講料の値上げや事業の見直しなどを行ったが、不足する事業費分について補助金を増額したものである。

○ 令和5年度に創設した、町農作物等災害見舞金支給制度の申請状況は。

△ 2名から申請があり、総額7万円を支給した。

○ 果樹共済掛金補助金について、令和4年度決算額よりも大幅に増えているが、その理由は。

△ 以前から補助を行っていた果樹共済に加え、令和5年度より収入保険の保険料の一部補助を開始したことから、補助額が増額となった。

○ さかき地場産直売所「あいさい」の経営状況及び組合員数は。また、販売する商品は全て町内産か。

△ 令和5年度は4年度に比べ、売上額、来客数ともに増えており、組合員数は、個人159名、法人18社、計177名である。

販売する農産物や加工品の多くは町内産であるが、一部、町外の生産者や法人から仕入れている。

○ 産地生産基盤パワーアップ事業の内容とその効果は。

△ J Aながのちくま果実流通センターの老朽化した施設の改修と選果機の更新を行った。

今回の改修を機に、坂城町、千曲市の果実がちくま果実流通センターに集約され、選果コストの低減が図られた。

○ 熊の出没情報が増えて危険が増す作業が多くなる中、猟友会への委託費を増額する考えはないか。

△ 有害鳥獣の出没状況を踏まえ研究していく。

○ 温暖化などの影響により、マツノマダラカミキリの幼虫の発生時期が早まると思われるが、今後、空中散布の時期を早めていくのか。

△ 例年6月中旬から下旬に空中散布と無人ヘリ散布の1回目を実施しているが、今後、気候変

動により、虫の活動が早まっているのが実証されれば、散布時期を早めていくことも考えられる。状況を見ながら県とともに検討していく。

○ けやき横丁の入居条件と今後の在り方についてどう考えるか。

△ けやき横丁は、新規商業者の支援・育成施設であり、入居条件は新規に商業を創業しようとする者、新規創業後間もなく、商業運営に支援が必要な者である。

令和5年度に新たに1件の新規出店があり、現在、5区画全てが埋まっている。

中心市街地のにぎわい創出と、新規創業支援とのバランスを取りながら、入居者の循環を促していきたいと考えている。

○ B. Iプラザ研究開発室の入居状況は。

△ 研究開発室は、現在11室中6室が使用されている。令和4年度末に入居していた企業が町内に工場を設け、退去したことにより、現在、工業系事業所は入居していない状況である。今後、県の創業支援センターや町商工会、坂城テクノセンターとも協力する中で、起業する方を支援していきたい。

○ 今後の中心市街地活性化事業の考えは。

△ ここ数年進めてきた、旧宮原邸跡地や旧児玉邸跡地の住宅解体や整地工事等が終了した。

今後は、中心市街地の活性化が図れるよう、既存の観光施設や商業店舗などとの連携などを考慮し、地域の皆さんのご意見をお聞きしながら、鉄の展示館周辺土地の利活用について研究していく。

○ 県内プロスポーツチームの試合における観光PRについてどのように考えるか。

△ 県内プロスポーツチームのホームゲームでは、坂城町に足を運びやすい近隣市町村在住の観客が多数訪れ、高いPR効果が見込まれることから、積極的に参加していきたい。

(建設課)

○ 道路維持一般経費、補償補填及び賠償金建物等補償の内容は。

△ 町単補助事業に係る水道の移設1件、電柱の移転2件、そしてブロック塀の補償1件である。

○ 町単補助事業を数年継続している箇所の理由は。

△ 町単補助事業が長年継続している箇所は、施工延長が長かったり、多額の工事費が必要となる箇所となっており、区長と相談し、確認しながら施工している。

○ 道路維持一般経費、委託料、除雪作業の内容は。

△ 融雪剤散布は道路凍結のおそれがあるとき、除雪は10センチ以上降り積もる状態のときに作業路線を決め実施しており、令和5年度は、融雪剤散布17日で46時間、除雪は11日で90時間の作業を実施した。

○ 64号橋と昭和橋の工事予定は。

△ 64号橋の今年度の工事は発注済みであり、役場前庭の歩道整備や古い橋である旧橋の撤去

を施工予定である。昭和橋は平成26年度から工事着手しており、今年度も継続して修繕工事を行う予定である。

○ 和平公園の各施設も老朽化が課題であるが、今後の施設等の整備の考えは。

△ 和平公園についても、さきに述べた公園施設長寿命化計画の対象施設であり、他の公園施設同様、住民や利用者からの意見募集のほか、庁内関係部署からの意見聴取、理事者等と相談する中で、よりよい公園となるよう検討していく。

○ バリアフリー化工事の内容と場所は。

△ 坂城幼稚園の前面道路で、国道から産業道路までのグリーンベルト設置工事を令和3年度から実施しており、最終年である5年度は約100メートル施工した。

(議会事務局)

○ 議員年金の受給者数は。

△ 現在、退職年金9名、遺族年金7名の計16名が受給している。

○ 政務活動費の返還状況は。

△ 議員7人から合計3万2,032円の返還があった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、繰越スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項について、9月12日、13日の2日間にわたり、12日は委員1名欠席、13日は全員欠席（同日「出席」に訂正あり）の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、

副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、子ども支援室長、食育・学校給食センター所長、保健センター所長、各保育園長、ふれあいセンター所長（同日「ふれあいセンター所長は欠席」に訂正あり）、子育て支援センター所長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

〈歳出〉

（住民環境課）

- 防犯灯工事について各区からの要望件数と実施件数は。
- △ 要望４６件のうち、１１件の工事を実施した。また、要望以外でも修繕など緊急的な対応として１０件の工事を実施した。
- 防犯灯工事の１か所当たりの費用は。
- △ 支柱から設置する場合は１か所当たり約１２万円、照明器具だけであれば約５万円ほどである。
- 防犯灯についてＬＥＤ灯の割合は。
- △ 割合は約１３％である。
- ソーラーパネルで充電するタイプの防犯灯について、町の設置状況は。また、価格と耐用年数は。
- △ 昨年度１基設置した。価格は１基４万円前後で、耐用年数については５年である。
- 特殊詐欺防止装置取付補助金の実績は。
- △ ３５件の補助を実施した。
- 令和５年度のコンビニ交付の実績は。
- △ 戸籍証明が３３５件、住民票が９６６件、印鑑証明が５７９件である。
- 窓口交付分を含めた全体に占めるコンビニ交付件数の割合は。
- △ 割合は、約１３％である。
- マイナンバーカードについて、再発行の件数と再発行理由は。
- △ 再発行件数は７５件である。再発行の理由として最も多いのは、紛失等による再発行が３９件である。続いて、外国籍住民の在留期限が切れた際に行う再発行で３６件である。
- 狂犬病予防注射について、８６頭の注射未接種犬にはどのような対応をしているのか。
- △ 未接種犬については、獣医師会埴科支部から督促通知を発送しており、約３０％が年度内に注射を実施した。

また、未接種犬のうち、３０頭は高齢や罹病等のために注射の猶予認定を受けている犬である。

○ 不法投棄の収集量の推移は。

△ 過去3年の推移は、令和3年度は可燃ごみが1,660キログラム、不燃ごみが425キログラム、粗大ごみは32点。

令和4年度は可燃ごみが2千キログラム、不燃ごみが995キログラム、粗大ごみは9点。

令和5年度は可燃ごみが2,360キログラム、不燃ごみが350キログラム、粗大ごみは5点である。

○ 河川等定点定期測定結果について、問題点等はあるか。

△ 有害物質の検出はなかったが、基準値を超える大腸菌が検出された河川があった。

○ 町ポンプ操法大会の在り方が変わった中で、各分団はどのような訓練を実施しているか。

△ 有事の際には消火作業等が実施できるよう、消防署の協力を得ながら、基本的な機械操作を中心に、安全かつ確実な機械操作技術の習得に向けた訓練を実施している。

(福祉健康課)

○ 結婚新生活支援補助金の内容及び補助件数と補助金額は。

△ 補助金の内容は、町内に居住し婚姻届提出時点で夫婦ともに39歳以下で、世帯の合計所得が500万円未満である世帯に家賃や引っ越し費用などの経費を補助している。

補助上限額は30万円で、夫婦ともに29歳以下の場合は上限額が60万円である。令和5年度の補助件数は3件、補助金額は合計91万7千円である。

○ ヤングヒューマンネットワーク事業の内容と実績は。

△ 町社会福祉協議会が実施する結婚相談支援事業のほか、千曲市社会福祉協議会との合同による出会いイベント、ながの結婚マッチングシステム事業への補助である。

マッチングシステムの令和5年度末時点での町内の登録者数は、男性8名、女性3名の計11名である。

○ 外出支援サービスの利用実績は。

△ 要介護認定等のある方で、車椅子を利用する移動困難者に対するサービスで、登録者数25名、延べ利用回数が148回となっている。

○ 精神障がい者入院医療費助成金や腎臓機能障がい者通院費補助金、障がい施設等通所費等補助金、それぞれの最高額は。

△ 利用者の経済的負担軽減を図るため、町単独で実施する事業で、最高額は精神障がい者入院医療費助成金は26万5,100円、腎臓機能障がい者通院費補助金は27万6,040円、障がい施設等通所費等補助金は7万6,296円である。

○ 家族介護支援事業の内容と対象者数は。

△ 要介護高齢者（要介護3・4・5）の方、及び重度障がい者を在宅で介護している介護者への支援として、寝具洗濯等サービスは、掛け・敷き布団の洗濯を年2回実施し、利用者数

18名である。

また在宅で訪問理美容サービスを受ける場合に助成しており、利用者数は15名である。

高齢者等の生活の質を維持するとともに、経済的負担軽減を行い、福祉の向上に努めている。

○ あんしん電話利用者数と待機者はいるのか。

△ 令和5年度末の利用者は122名であり、待機者はいない。

3年度に新しいシステムに切り替え、申込みから設置まで2週間程度かかるが、希望者全員に設置している。

○ ながの子育て家庭優待パスポートの内容は。

△ 子育て世帯が買物などの際にカードを提示すれば、割引など各種サービスを受けられる事業となっており、町内には26の事業者が協賛している。

○ 信州上田医療センター医師確保事業の内容と状況は。

△ 上田市、東御市、青木村、長和町、当町の上田広域5市町村で、均等割10%と人口割90%の算出により補助し、医療従事者確保を目的としている事業である。令和6年4月時点で医師93人を確保している。

○ 上田市内科・小児科初期救急負担金について、救急センターにおける当町の利用状況は。また、負担金額に対し利用状況は見合っているか。

△ 令和5年度は内科で18人、小児科で16人が利用した。

負担金の算出については、人口割が10%、受診者割が90%であり、利用率の高い市町村ほど負担額が大きくなっている。

○ 新型コロナウイルス予防接種事業で、令和5年度の接種率は。

△ 春接種は65歳以上の接種率が64.3%、全人口では27.7%、また、秋接種は65歳以上の接種率が63.5%、全人口では27.4%であった。

○ 不妊・不育治療費助成金の内容や実績はどうか。

△ 不妊治療は1年度50万円、不育症治療は1回の妊娠につき10万円を限度に助成している。令和5年度は、不妊治療は12人に助成し、うち5人が妊娠された。不育症治療の申請はなかった。

○ 妊娠に結びつかなかった方は、年度が変われば再申請できるのか。また、年齢制限と過去の利用状況は。

△ 次年度以降申請すれば対象となり、年齢制限はない。

過去3年の状況は、令和5年度は12人、4年度は13人、3年度は17人である。

○ 減塩食品普及活動、児童館食育健康教室の内容は。

△ 減塩食品普及活動は、生活習慣病の発症や重症化予防の取組として、健診の結果報告会や乳幼児健診等の保健指導に合わせて、減塩の必要性を伝えている。

児童館食育健康教室は、町内3児童館で夏休みに、管理栄養士による体と食に関する学習を行っている。

○ 小中学生の生活習慣病予防健診結果相談会の内容は。

△ 小学5年生と中学2年生を対象に行った生活習慣病予防健診の結果を基に、要指導以上の子どもに対し個別懇談会に合わせ実施しているもので、令和5年度は8人参加した。

(教育文化課)

○ 子ども・子育て支援事業の内容は。

△ 令和7年度からの5年間を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、保育園や幼稚園、児童館などの子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望者等を把握するため、就学前児童がいる保護者約390人と、小学1年生から3年生がいる保護者約290人、小学4年生から中学3年生の児童・生徒約470人を対象にニーズ調査を行った。

○ 各保育園のクラス数及びクラス担任の正規職員・会計年度任用職員の内訳は。

△ 南条保育園は、クラス数15クラス、正規職員7名、会計年度任用職員8名である。坂城保育園は、クラス数11クラス、正規職員6名、会計年度任用職員5名である。村上保育園は、クラス数8クラス、正規職員5名、会計年度任用職員3名である。

○ 保育園の室温の管理と換気等の状況は。

△ 3園とも、全ての保育室、遊戯室についてエアコンを設置し、温度や湿度、園児の活動状況などに応じて小まめに室温調整をしているが、室内と室外の温度差が大きくなならないよう、冷房過多にも注意している。

換気についても、感染症の予防対策もあり、二酸化炭素濃度測定器や空気清浄機も活用し、適切に換気している。

保育室のエアコンについては、更新の際には、ウイルス対策機能付きの機種にするなど、保育環境については注意を払っている。

○ プール活動の際の紫外線対策は。

△ プールにテントを設置したり、園児にラッシュガードを着用させるなどの対策をしている。

○ 児童館の職員体制は。

△ 児童館の職員については、各館とも館長・支援員各1名、補助員2名の4名体制である。

○ 子育て支援センターのボランティア活動支援の内容は。

△ 子育て支援センターで実施するイベントや講座、研修会などの行事の際、子どもたちの見守りや行事のお手伝いに協力していただいているボランティアについて、子どもとの接し方などについて助言等を行っている。

○ 相談事業の内容は。

△ 相談事業は、公認心理士である子育て支援センターの所長や家庭児童相談員、保育士といっ

た専門スタッフが電話や面接等で子育てに係る相談に随時応じているほか、各保育園をセンターの分室として巡回訪問し、保護者や保育士の子育てや発達に係る相談に応じている。

○ 出産・子育て応援交付金事業についての実績は。

△ 経済的支援として、妊娠届出時に出産応援給付金として、72人に1人当たり5万円、出産後の新生児訪問後に子育て応援給付金として、65人に1人当たり5万円給付した。

○ 事務局一般経費の学校給食費等補助金の内容は。

△ 学校給食費等補助金は、5年度に導入した学校給食費無償化に伴い、アレルギー等の理由により、学校給食を食べることができない児童生徒に対し、学校給食費相当額について補助を行った。

○ 私立幼稚園補助事業の施設型給付補助金の内容は。

△ 施設型給付補助金については、人件費や事業費、管理費等子ども1人の教育保育に通常要する費用を基に算出された、国が定める公定価格に基づき算出した金額を、新制度に移行した幼稚園等に毎年給付するものである。負担割合は、国がおよそ2分の1、県4分の1、町4分の1である。

○ 他市町村の私立幼稚園へ通園している児童の状況は。

△ 令和5年度について、町外の私立幼稚園に通園している児童は14名である。

○ 小中学生国際交流事業のEnglish Dayの内容と参加者数は。

△ English Dayについては、小中学生を対象に、夏休みを活用し、英語を使ったレクリエーションを通して、外国語活動や異文化体験を行うことを目的に実施しているものである。町体育館において2日間実施し、小学生43名、中学生7名が参加した。

○ 中学生海外派遣事業について、参加生徒とそれ以外の生徒で体験格差をどう考えているのか。

△ 中学生海外派遣事業に参加した中学生8名については、帰国後、報告書を作成するほか、今年度の文化祭において報告発表を予定するなど、中学校全体に自らの体験をフィードバックする機会を設けている。

○ GIGAスクール構想推進事業の情報通信ネットワーク環境整備業務委託と情報通信整備備品の内容は。

△ 情報通信ネットワーク環境整備業務については、小中学校の体育館において1人1台端末が使用できるよう、GIGAスクール用のネットワーク環境を整備したものである。

情報通信用備品購入費については、各小中学校に、授業で利用するためのプリンターを整備したものである。

○ 小学校総務費校舎等改修工事の主な内容は。

△ 主な内容としては、村上小学校舗装改修工事、南条・村上小学校の遊具更新、南条小学校給食室エアコン設置、南条・坂城小学校の庁務員室エアコン設置等である。

- 各地区公民館の冷暖房設置状況は。
- △ 27分館のうち、19分館が設置済みである。
- デジとしょ信州で利用できる電子図書数は。
- △ 約2万4千冊である。
- 学習室の利用状況は。
- △ 利用者は、高校受験を控える中学3年生が主であるが、夏休み期間は小学生も利用していた。
- 古文書の閲覧はどこでできるのか。
- △ 古文書の閲覧は、文化財センターの古文書資料室と閲覧室で閲覧ができる。昨年は、新たに寄贈等された1千件ほどの古文書の目録整理をし、閲覧者が見やすいようにしている。
- 坂木宿ふるさと歴史館の団体利用者はどれくらいか。
- △ 令和5年度は、団体数は6組で400名が来館した。団体は小学校等の集団見学が主である。
- 坂城町青少年を育む町民会議補助金の内容は。
- △ 各区の育成会活動助成金や、リーダー研修会、ウォークラリー、川の学校、駅前等啓発活動等に対する補助金である。
- 保健体育総務費の委託費の内容は。
- △ 村上小学校体育館の鍵の管理委託及びマレットゴルフ場における芝刈り等作業委託、文化センターグラウンド整地作業委託である。
- スポーツ少年団の団体数及び加入者数は。
- △ スポーツ少年団は、10団体で284名が加入している。
- 学校給食の地産地消の状況は。
- △ 地産地消の状況については、令和5年度の県内産が約48.3%で、うち40.4%が町内産で、昨年度より県内産の使用量は増加している。
- 食育・給食センター視察研修団体の内容は。
- △ 視察研修団体は、町内小学校のPTA、町のPTA連合会、幼稚園の保護者などである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時04分～再開 午前11時14分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

ここで社会文教常任委員長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

社会文教常任委員長（玉川君） 貴重なお時間をいただきまして、申し訳ありません。先ほどの社会文教常任委員会の報告の中で、出席者、そして説明員について誤りがありました。委員会の出席者として、13日について全員欠席と言ってしまいました。全員が出席ということです。

そして、説明員としてふれあいセンターの所長が出席していると言いましたが、所長は欠席でありました。

以上、おわびして訂正いたします。

議長（滝沢君） お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、訂正することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

議長（滝沢君） ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

議長（滝沢君） では、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（玉川君） 私は、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をします。

今月9月は自民党総裁選挙、野党第1党の立憲民主党の代表選挙ばかりが地上波のメディアでは報道され、意図的に国民の関心がそちらに向けられています。総選挙も近く予測されていることから、総裁、代表選挙の報道は総選挙の事前活動のように見えます。

誰が総裁になっても、裏でうごめく勢力との関係を絶たなければ、国民に寄り添った政治は望めません。これは代表選挙にも当てはまります。

残念ながら、総裁選は関係する人しか投票できませんし、今の候補者では誰が当選しても裏金や統一教会の解明・解消は望めません。一般国民が参加・意思表示ができるのは国政選挙に

なります。自民党の選挙公約はそのときだけのものというのは、私たち国民は痛いほど身にしみています。次期総選挙では、マスコミには偏った報道の是正を期待し、主権者の皆さんには正しい情報に依拠した投票行動をお願いしたいと思っております。

それでは、決算の主な内容について見ていきます。

2023年、令和5年度一般会計の決算について。歳入総額は76億9,010万4,628円、前年度比5億9,626万8,208円の減で、マイナス7.2%となりました。

歳出総額は71億5,523万8,570円、前年度比10億2,225万6,297円の減、マイナス12.5%となりました。

歳入については、町の経営状況を示す自主財源の町税ですが、このうち町民税については、前年、令和4年度に比べてマイナス8.3%となっていますが、個人分において2.2%の増となりました。法人分においては、物価高騰による経費の増加や売上げの減少などにより、マイナス23.1%となりました。

固定資産税についても、マイナス0.5%、約6千万円の減となりました。その他の町民税は、軽自動車税が2.6%増、町たばこ税が0.8%増、入湯税が27.8%増となっています。

町税全体では、歳入総額は約26億6,985万8千円で、令和4年度比3.9%減の約1億8千万円の減収となっています。

町税の現年課税分と滞納繰越分を見ますと、収入未済額全体については、前年比約432万1千円の減となりました。収入率の向上と滞納処分によるものと監査報告があります。

収入全体での未済額が約1億3,449万5千円となっています。引き続き現年課税分の滞納を出さない努力をお願いしたいと思います。

また、不納欠損が約647万9千円となっています。極力不納欠損にならないような対応をお願いいたします。

また、地方交付税は、前年、令和4年度比マイナス11%、約1億8千万円減の約15億1,600万円で、普通交付税算定の基礎となる基準財政収入額、基準財政需要額から算出される財政力指数は0.641から0.621に下がっていますが、県内では77市町村中6番目、町村では軽井沢町に次ぐ2番目に順位を上げました。

諸収入については、保護者の皆さんに大変喜んでいただいています学校給食費の無償化により、給食費納入金の減額等で、約4,700万円の減。

町債については、緊急防災・減災事業債、臨時財政対策債の減額等で、前年比マイナス46.3%、1億5,400万円の減となっています。

実質公債費比率は、前年度と同じ7.9%でした。将来にわたり負担を負うものですので、

引き続き財政規模に見合った運用をお願いしたいと思います。

次に、歳出についてです。

歳出総額は71億5,523万8,570円、前年度比10億2,225万6,297円の減、マイナス12.5%、予算現額に対する執行率は91.7%となりました。

普通建設事業費を見ると、前年度事業の坂城町体育館耐震補強・大規模改修工事のほか、びんぐし湯さん館リニューアル改修工事分が減少し、文化センターの耐震補強・大規模改修工事を令和6年度に繰り越したことで、前年度比マイナス53%、6億1,500万円の減となる、約5億4,500万円となりました。

扶助費は、児童手当等の減による前年度比マイナス5.7%の約6億2,826万円、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業などで、補助費等がプラス8.0%の約14億9,200万円となりました。

主な事業について見ていきます。

温泉管理事業として、町民の憩いの場であり、21万人を超える利用のあったびんぐし湯さん館の持続的運営のために、燃料価格高騰の対策として持続化給付金1,084万円を交付。さらに、町民への優待事業経費の2分の1を負担しました。

ふるさと納税事業として、信州さかきふるさと寄附金については、約7千万円の決算額で、寄附件数8,974件、寄附金額約1億3,795万円のご寄附をいただきました。ご寄附いただいた皆さんがリピーターとなり、お知り合いにも広げていただけるように、さらに魅力あるものにしていっていただきたいと思います。

消費生活一般経費としては、高齢者を特殊詐欺や悪質商法等の被害から守るために、特殊詐欺防止装置取付補助金として、被害防止機能付きの電話機などの購入・設置について、件数35件を補助しました。

戸籍住民基本台帳一般経費としては、住民票の写し、印鑑証明書、戸籍全部事項証明書等のコンビニ交付を行い、有料分の利用件数は、戸籍関係が335件、住民関係が966件、印鑑証明関係が579件と、窓口交付の13%の利用があって、町民の利便性が向上しました。

社会福祉一般経費としては、福祉委員（民生児童委員）39名による相談・支援活動が402回。委員1人当たり相談支援10件、活動日数が76日、訪問回数が91回であり、地域に根づいた福祉政策が実施されました。

民生委員さんは、身近にいてくれて頼もしい限りであります。後継者問題もありますので、町も協力を引き続きお願いしたいと思います。

社会福祉協議会補助事業としては、町社会福祉協議会の活動に補助金を支出し、地域福祉の推進をしました。心配ごと相談は24回開催され76件。結婚相談は11回開催され208件の実績があります。

新複合施設の建設に伴い、相談スペースなどの確保について、現場のご意見を設計に生かして行ってほしいと考えます。

心身障がい者町単独事業としては、腎臓機能障がい者通院費補助、障がい施設等通所費等補助、重度心身障害者福祉年金支給、難病等患者見舞金支給、精神障がい者入院医療費助成などで、483人に補助助成を行いました。引き続き、利用者さんやご家族との意見交換を活発にして、利用できる条件等の拡大をお願いいたします。

子育て支援センター事業としては、センターの利用者数は7,664人、センターや各保育園で専門スタッフが1,668人の相談を受けました。相談を受けるスタッフの数が少なく、増加する相談への対応が大変のようにお聞きしています。町としても、対策の検討をお願いしたいと思います。

出産・子育て応援交付金事業としては、全ての妊婦、子育て家庭への伴走型の相談支援と応援給付金による経済的支援をしたということであります。3回の相談支援は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、赤ちゃん訪問時。2回の経済支援の実績は、妊娠届出時が72名、赤ちゃん訪問時が64名でした。

乳幼児健診事業としては、乳児訪問、生後4か月から3歳児までの健康診査、健康相談、保健指導、不妊治療の助成は12人、5名が妊娠されています。ぜひこれからも支えていただきたいと思います。

新規事業の新生児聴覚検査は、45人が受けています。

環境保全対策経費としては、河川・地下水等の環境調査を定点・定期で年4回、20か所行いました。また、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金により、メス74頭、オス60頭の処置ができました。

地域猫手術支援団体など相談できる体制ができて、成果も上がっています。令和6年度から支援団体の活動への補助金額が増額されましたが、無理なく活動が続けられるように支えて行ってほしいと思います。

有害鳥獣対策事業としては、坂城町猟友会への駆除委託、集落で設置する侵入防止柵の原材料支給に1千万円、農業者が設置する被害防止柵への補助を実施されました。

町単独補助事業としては、23区、24か所への補助をされました。この予算額ですが、1千万円ということです。やはり少ないと思いますので、増額をお願いしたいと思います。

住宅リフォーム補助事業として約100万円、住宅環境の向上のために、費用の一部を助成しました。22件、経済効果は1,600万円ということです。町内事業者の仕事起こしのためにも続けて行ってほしいと思います。

教育振興事業として、坂城町奨学金、高校生・大学生9名52万円、6年度からは月5千円から1万円となり、町の姿勢を大いに評価いたします。

学校給食費の無償化、これについて、アレルギーのための弁当持参25名、町外学校児童生徒15名への補助をされました。どこに行っても胸を張れる無償化、ずっと続けていけるようによりしくお願いしたいと思います。地産地消も進んでいるようです。引き続き安心でおいしい給食をお願いいたします。

就学援助費等として、経済的理由で就学が困難な児童生徒への就学援助費、特別支援教育学級の児童生徒への就学奨励費として134名に支給しました。経済的な理由で就学を悩むことのないように支え続けていってほしいと思います。

図書館の一般経費としては、開館日数が303日、1日平均貸出人数が54.2名、貸出冊数が245.6冊、年間町民1人当たり5.3冊ということです。60回開催されたとしょかん講座には、783人が参加、蔵書は約13万4千冊、さらに2万4千冊のデジとしょ信州でさらに便利になると考えます。

以上、賛成の評価をさせていただきましたが、以下、見直しを強く求めて終わりにします。

松くい虫被害防止対策につきましては、住民説明会を開催し、住民の健康に対する配慮を図り、例年どおりの総合的な防除対策をされました。しかし、使用される薬剤の人体への影響が心配され、しかも年月がたってから影響が現れるものですので、安全性が完全に保障されていない以上は、広範な散布を避けるため、従来の空中散布は中止するよう要望します。何よりも子どもたちの健康を守ることを優先した対応をお願いいたします。

人権同和推進一般経費についてです。部落解放同盟坂城町協議会に対しては、前年度60万円を大きく上回る107万円が補助金交付されました。毎年同じ意見を述べていますけれども、自治体が特定の運動団体に補助金を出すことはやめるべき。公平公正な施策の執行の上でも、人権を守る上でもやめるべきです。

また、同和地区新築等貸付事業について、調定額が約2,504万円に対し、収入済額が43万円となっています。借主が返済できないときは、保証人にその責任を果たしていただく、厳正な対応も必要です。滞納額の減少に、より一層の努力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成討論を終わります。

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（中嶋君） 議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論を行います。

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、令和元年度以来となる町民まつり坂城どんどんの開催をはじめ、これまで中止や縮小されていたイベント等の

各種事業が実施されるなど、社会経済活動は正常化が進む一方で、ロシアによるウクライナ侵攻に起因したエネルギー価格の高騰や、昨今の円安による物価高騰が、私たちの暮らしや町内の企業活動に影響を及ぼしております。

今後の先行きも不透明な状況でありますので、町を取り巻く社会情勢や環境の変化などを敏感に捉えながら、まちづくりが進められるよう期待をするところであります。

さて、町の令和5年度一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は76億9,010万5千円となっております。歳出総額は71億5,523万9千円となっております。

歳入のうち自主財源の根幹をなす町税につきましては、前年度に対し約1億800万円減額の26億7千万円となっております。その要因として、物価高騰による経費等の増加や売上げの減少などにより、法人町民税が約1億2千万円の減収となったところでもあります。ものづくりの町である坂城町にとって、町内企業の動向が町財政に大きく影響することを改めて実感をしたところであります。

一方、町税の収入未済額については、全体で前年度と比較し、約400万円減少しており、絶え間なくご尽力をされたと推察いたします。引き続き財源の確保や負担の公平といった観点から、地方税滞納整理機構などとも積極的に連携し、減少に努めていただくよう要望をいたします。

地方交付税については、普通交付税において、算定の基礎となる基準財政収入額が増額算定されたことにより、交付額については減額となり、前年度に対しマイナス11.0%、特別交付税を含めた交付税全体では、約1億8,700万円の減額となりました。

地方交付税は、一定の行政サービスを提供するための財源として保障されるものであり、引き続き、その安定確保については、国・県等関係団体に対し強く働きかけをお願いする次第であります。

国庫支出金については、新型コロナウイルス予防接種事業、物価高騰への支援に係る給付金事業、地方創生臨時交付金等、感染症対策及び物価高騰対策の費用として交付金が交付されております。これらの交付金については、有効に活用され、様々な事業が迅速に展開されたことに敬意を表するところであります。

繰入金については、文化センターの耐震補強・大規模改修工事に伴う文教施設等整備基金の活用など、目的に応じた特定目的基金からの財源充当が行われました。

また、今後の様々な行政需要に備え、それぞれの目的に沿った基金に積立てを行うなど、財政運営の健全化に向け、今後も一層の計画的かつ的確なる基金運用をお願いする次第であります。

町債については、道路改良や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債や南条小学校蓄電設備設置工事に係る緊急防災・減災事業債などを借り入れていますが、借入額は前年度と比較して

1億5,400万円の減額であります。年度末の起債残高も、前年度に比べ約4億1千万円の減額となっております。

地方債の活用にあたっては、有益性等を考慮する中で、将来負担を見据えた計画的な借入れをお願いいたします。

次に、歳出であります。5年度につきましても、エネルギーや食料品等の物価高騰の対策として各種事業が実施されました。物価高騰に関連する事業は、地域の特性に応じた支援等の対策費用として国から交付された地方創生臨時交付金を有効に活用し、実施されております。主な事業として、低所得者世帯に給付金を支給する物価高騰対策支援事業、中小企業への保証料・利子補給事業等、物価高騰の影響を受けた事業者や、町民の皆様を支援することで、各ご家庭の生活支援や地域経済の活性化の一助となったことと思われま。

続きまして、ハード事業として、南条小学校に蓄電池が設置されたことで、地域の中核避難所となる町内3小学校全てに太陽光発電及び蓄電設備が整備されました。災害等による停電時においても電力供給が可能となり、災害に強く、環境に優しいまちづくりが進められております。

また、中心市街地街並み整備事業では、既存建物の解体と、竹木を伐採し、駐車場が整備されたほか、町内の基盤整備や長寿命化対策として、継続事業である昭和橋などの橋梁修繕、A01号線道路改良、道路舗装の修繕事業など着実に実施され、町民生活に密接に関わる基盤の整備に努められました。

ソフト事業につきましては、子育て支援として、高校生のタイ国研修事業の再開や、アメリカ合衆国への中学生派遣事業が初めて実施され、グローバル社会が進展する中、未来を担う子どもたちが国際感覚を養う貴重な機会となりました。

また、食料品等物価高騰が続く中、小中学生の学校給食費の無償化を新たに実施し、子育て世代の経済的負担に対して、さらにきめ細かな配慮をなされました。

その他の支援といたしまして、不妊・不育症治療費や、妊産婦健診費用の助成のほか、新たに新生児の聴覚検査の公費負担、通所型を開始した産後ケア事業の拡充など、子どもを産み、育てるための支援が積極的に進められております。

続きまして、財政健全化法に基づく健全化判断指標については、全ての指標において早期健全化基準を下回り、健全な状況で推移しているとの報告がありました。今後も起債残高等に留意し、より一層の健全化に向けた取組をお願いする次第であります。

最後に、時代の変化と多様化する町民ニーズに的確に対応し、第6次長期総合計画に掲げた、町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を目指して、進めていかれることをご期待申し上げます。

私は、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成をいたします。以上。

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（滝沢君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第53号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

○ 収入未済額の課税区分ごとの人数、滞納繰越分については併せて最高額と最長期間は。

△ 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分の収入未済額的人数は97人。後期高齢者支援金分現年課税分は97人、介護納付金分現年課税分は62人。

医療給付費分滞納繰越分は135人、最高額は142万9,742円、最長期間は平成6年度。

後期高齢者支援金分滞納繰越分は124人、最高額は34万136円、最長期間は平成20年度。

介護納付金分滞納繰越分は73人、最高額は30万1,336円、最長期間は平成12年度である。

退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分滞納繰越分は7人、最高額は44万8,610円、最長期間は平成15年度。

後期高齢者支援金分滞納繰越分は5人、最高額は4万6,529円、最長期間は平成20年度。

介護納付金分滞納繰越分は6人、最高額は10万3,857円、最長期間は平成15年度で

ある。

○ 不納欠損の人数、最高額と最長期間は。また理由について。

△ 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分、滞納繰越分の不納欠損の人数は10名、最高額は139万6,818円、最長期間は平成9年度。

後期高齢者支援金分滞納繰越分は9名、最高額は22万2,153円、最長期間は平成20年度。

介護納付金分滞納繰越分は7名、最高額は12万1,452円、最長期間は平成20年度。

不納欠損の主な理由は、滞納処分をする財産がない、生活保護等生活困窮などである。

○ 普通徴収と特別徴収の件数、また国保税の減免数とその理由は。

△ 令和5年度末の特別徴収の納税義務者数は403人、普通徴収は1,263人である。減免件数は18件で、主に非自発的理由での失業、そのほか旧被扶養者に係る減免によるものである。

○ 均等割及び平等割の7割、5割、2割軽減の人数は。

△ 医療分と支援金分の軽減人数は同じであり、7割軽減の被保険者数565人、5割軽減448人、2割軽減379人である。介護納付金分は、7割軽減203人、5割軽減109人、2割軽減84人である。

○ 国保加入者の総所得別の人数と比率は。

△ 所得階層別の世帯数と比率は、総所得ゼロ円は305世帯で17.07%、100万円以下は527世帯で29.49%、200万円以下が437世帯で24.45%、300万円以下が202世帯で11.30%、400万円以下が116世帯で6.49%、500万円以下が67世帯で3.75%、600万円以下が44世帯で2.46%、600万円を超える世帯が89世帯で4.98%である。

○ 短期被保険者証及び資格証明書の発行件数は。

△ 令和6年3月末時点で、分納誓約により交付する短期被保険者証は19件で、1年以上の保険税滞納世帯に交付する資格証明書は1件である。

〈歳出〉

○ 歳出の諸支出金のうち償還金の内容は。

△ 保険給付費等交付金返還金は、4年度の被保険者の医療給付費の交付額に対する精算確定により、県へ返還したものである。

○ 同じく過誤納還付金の内容は。

△ 過年度分に遡っての資格の喪失等により税額更正を行い、減額となったため還付したものである。

○ 一般被保険者療養給付費について、1人当たりの医療費の金額と県内順位は。

△ 令和6年4月末の速報値で、1人当たりの医療費は39万1,610円、順位は高いほうから47番目である。

○ 一般被保険者高額療養費の件数は。

△ 高額療養費は、医療費の自己負担が限度額を超えた場合に支給されるもので、件数は2,083件である。

○ 出産育児一時金の対象者数は。

△ 少子化対策として出生時に支給されるもので、対象者は6名である。

○ 特定健診の受診率と県内順位は。また、特定保健指導の実施率は。

△ いずれも速報値で8月末時点、特定健診の受診率は59.9%、順位は17位。特定保健指導終了率は52.7%、順位は26位である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

会議の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時57分～再開 午後 1時30分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

では、令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、まず、原案に反対の方の発言を許します。

14番（大森君） 私は、議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の討論を行います。

2023年、令和5年度の決算額は、12億5,747万8,374円でした。国保加入状況は、年度平均で1,761世帯、被保険者数では2,626人となっています。町全体の平均世帯数に対する加入率は28.2%、平均人口数に対する加入率は18.5%となっています。

令和6年3月末時点での被保険者数2,540人のうち、65歳以上が1,281人、70歳以上が800人となっており、それぞれ全体の50.4%、31.5%を占め、国保加入者の高齢化が顕著になっております。

徴収については、特別徴収が403人、普通徴収は1,263人で、年金から引き落としができない、こういう方が多くを占めております。また、医療分と支援金分の軽減人数は同じで

ありますけれども、軽減措置の 7 割軽減は 5 6 5 人、5 割軽減が 4 4 8 人、2 割軽減が 3 7 9 人となっています。

また、課税所得階層別の世帯数とその比率は、総所得ゼロ円の方が 3 0 5 世帯で 1 7 . 0 7 %、1 0 0 万円以下は 5 2 7 世帯で 2 9 . 4 9 %、2 0 0 万円以下が 4 3 7 世帯で 2 4 . 4 5 %、この 3 階層だけで 7 1 % を占めております。また、課税所得が 6 0 0 万円以上の世帯の賦課限度額は、医療給付費分が 6 5 万円、後期高齢者支援金分が 2 2 万円、介護納付金分が 1 7 万円、合計 1 0 4 万円が限度額となっています。どんなに所得があっても 1 0 4 万円の負担だけで済むわけです。税と言うのであれば、累進課税にすべきだと思います。

国保税を滞納すると、ペナルティーとして、年度末で短期証が 1 9 件、資格証が 1 件となっています。そもそも国保の成り立ちは、保険組合などを組織できない個人事業主や農家、離職者、パート・アルバイトなどの非正規労働者、無職の人などの健康を守るため、国民皆保険制度となっています。このこと自体は画期的な制度です。しかし、協会けんぽなどの被用者保険では、被保険者の無業の妻、無職の妻や子どもなどの扶養家族も被保険者となることができます。保険料を負担することなく医療給付を受けることができます。

その一方、国保は個人ごとに加入し、扶養制度がないため、被保険者に所得のない扶養家族がいた場合でも、それぞれが保険料を負担しなければなりません。このこともあり、未就学児には均等割で半額負担の措置が行われています。しかし、小学校に入学すると大人と同額の課税が始まります。これでは子育て世帯に対し、はしごを外すことになり、子育て支援にも逆行するものです。

このように、国保には協会けんぽや健保組合に比べて構造的な欠陥があります。国保の保険者である町は、国保加入者の負担軽減のために、一般会計から国保会計に繰入れをすべきであります。

また、1 人当たりの医療費は、速報値で 3 9 万 1 , 6 1 0 円で、県下で高いほうから 4 7 番目となっています。8 月末の速報値では、特定健診の受診率は 5 9 . 9 %、順位は 1 7 位、特定保健指導終了率は 5 2 . 7 %、2 6 位でした。引き続き国保加入者の健康増進に積極的な保健指導の実施をお願いしたいと思います。

以下の点について町にお願いするわけですが、ぜひ国への要望をお願いしたいというふうに思います。

一つ目、健康保険証の廃止は中止し、現行の保険証を存続させること。

二つ目、未就学児の減免制度が始まっていますが、1 8 歳まで減免するよう早急に実施していただくこと。

三つ目に、国保税を協会けんぽなどの被用者保険と同じように、応能負担の制度とするため、均等割、平等割は廃止すること。

以上の点の改善を求めて、議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対の討論といたします。

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（水出君） 私は、議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、加入者が安心して医療の提供を受け、健康な暮らしを支える重要な制度です。町の国保加入率は、年々減少する中、加入者の半数以上は65歳以上となっており、適切な医療の提供とともに、健康の維持増進に向けた保健事業を積極的に実施することにより、地域住民の福祉の向上に大きく貢献しています。

一方、国保財政の安定化を図るため、県が財政運営の責任主体として保険者に加わった後も、町は国保税の課税、徴収、各種保健事業などを適切に進めていく必要があります。

こうした状況の中、歳入の柱である国保税収の確保に向けては、個別相談や納税相談、電話や臨戸による徴収等、年間を通じての滞納整理により、税収の確保に大変なご苦勞をいただいているところであります。

歳出におきましては、保険給付費の支払額全体が前年度より10.2%減となる8億7,864万円で、平成20年度から実施されている特定健診、特定保健指導により、生活習慣病の予防や重症化予防の取組がなされた結果と受け止めています。

ほかにも、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた普及啓発や利用者負担の差額通知、加入者へのわかりやすい情報提供などを続け、将来的に医療費を抑制していくための事業も展開されており、健全な制度運営に向けた取組が図られているものと思っております。

国保財政の安定的な運営のため、引き続き国保税の適正な課税、徴収により被保険者の負担の公平を図るとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましてもさらなる取組をお願いいたしまして、議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、私の賛成討論といたします。

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第4「議案第54号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（大日向君） 去る9月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第54号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

○ 受益者負担金、下水道使用料の滞納繰越分の件数、滞納最高額及び最も古いものは何年度からになるか。

△ 受益者負担金は50件、最高額は129万3千円、最も古いものは平成13年からのものである。

使用料は105件、最高額は67万1千円、最も古いものは平成20年からのものである。

〈歳出〉

○ 下水道整備率と水洗化率は。

△ 下水道整備率97%、水洗化率は69%である。

○ 整備率97%について、残りの3%の内容は。

△ 主には、下水道事業認可区域の拡張に伴う葛尾組合及び坂城インター工業団地の面的整備箇所と、点在する道路よりも低い宅地に設置する低宅地用ポンプ整備箇所である。

○ 受益者負担金前納報奨金の内容、5年度対象件数及び制度の周知方法は。

△ 受益者負担金は、通常5年間で20回の支払いとなるが、一括払いや前倒しでの分割払いがあった場合に、最大で11%の報奨金が交付される。5年度の対象件数は、一括払いが31件、前倒し分割払いが27件となっており、周知方法としては、下水道管路工事着工前や受益者負担金の申告の際に制度説明を行っている。

○ 受益者負担金の算定方法は。

△ 均等割の19万3千円と面積割として1平方メートル当たり350円に面積を乗じて算出している。

○ 起債残高と元利償還金のピークはいつか。

△ 起債残高については、令和2年度の55億7,200万円、元利償還金については、令和

6年度で3億9,700万円を予定している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第54号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第5「議案第55号 令和5年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第55号「令和5年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

○ 第1号被保険者保険料の収入未済額の人数と、現年度分特別徴収保険料の還付未済額の件数。
また、特別徴収と普通徴収の人数は。

△ 現年度分普通徴収保険料の収入未済額の人数は24人、滞納繰越分は43人で、特別徴収保険料の還付未済額は23件である。また、令和5年度末の特別徴収は4,912人、普通徴収は534人である。

〈歳出〉

○ 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費について、それぞれ対象者の人数と最高額は。

△ 高額介護サービス費は、介護保険を利用して1か月に支払った介護サービス自己負担額の合計が、同じ月に一定の上限を超えた場合に、申請により支給されるもので、件数は2,012件、最高額9万10円である。

高額医療合算介護サービス費は、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に、自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減する制度で、件数は125件、最高額は16万5,526円である。

○ 特定入所者介護サービス費について、対象者の人数は。

△ 特定入所者介護サービス費は、所得の低い人が介護保険施設に入所または短期入所する際に、

利用料のうち食費・居住費負担の軽減を受けられる制度で、受給者証は１１７件発行している。

○ 一般介護予防事業費の委託費のうち、地域住民グループ支援事業の内容と件数は。

△ 高齢者が地域やグループ単位で継続して介護予防等に取り組む活動を支援するもので、運動指導員や歯科衛生士を派遣し、運動機能の向上や口腔ケアに関する啓発を行っている。令和５年度末時点で地域住民グループは１４である。

○ ケアマネジャーの人数は。

△ 地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーの有資格者は２名であり、このほかに保健師、社会福祉士の計４名の専門職で総合的相談に応じる体制を整えている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第５５号「令和５年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第６「議案第５６号 令和５年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 去る９月１１日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第５６号「令和５年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、９月１３日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

○ 後期高齢者医療保険料について、収入未済額と還付未済額それぞれの金額と件数は。

△ 収入未済額は１件、７万４千円である。還付未済額は１０件、２４万２千円である。

○ 保険料の特別徴収と普通徴収の割合は。

△ 特別徴収が７７．９％、普通徴収が２２．１％である。

○ 保険料軽減の件数は。

△ ７割軽減１，１５１名、５割軽減５９１名、被扶養者軽減による５割軽減は２２名、２割軽減４２１名である。

〈歳出〉

○ １人当たりの医療費と県内順位は。

△ 1人当たりの医療費の金額は速報値で93万6,884円、県内順位は高いほうから13番目である。

○ 特定疾病療養受療証の発行数と疾病の内容は。

△ 特定疾病療養受療証の発行件数は40件で、その全てが人工透析を伴う慢性腎不全によるものである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第56号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第7「議案第57号 坂城町公告式条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第58号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第9「議案第59号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第10「議案第60号 令和6年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第11「議案第61号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第12「議案第62号 令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第13「議案第63号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（滝沢君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第64号 坂城町教育委員会委員の任命について」から追加日程第8「発議第5号 健康保険証の存続を求める意見書について」までの8件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第64号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって高松陽子委員の任期が満了となりますが、引き続き、長年幼児教育に携わるなど見識高く、また、保護者として子育てを実践されている同氏を、町教育委員会委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は、令和6年10月1日から4年間であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 次に、趣旨説明を求めます。

12番（大日向君） 私からは、発委第2号「女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、1999年の国連総会において採択された。

しかし、条約の締約国である日本は、未だにこの選択議定書を批准していない。

選択議定書を批准した国々においては、条約によって保障された権利の侵害に関して、女性の個人や団体からの申し出に基づき、国連の女性差別撤廃委員会が当事国等に意見や勧告を行う権限を認める個人通報制度が適用される。この制度は、女性の権利に関する司法判断に国際基準を反映させる重要な役割を果たしている。

個人通報制度の適用に当たっては、国内の司法制度・立法制度との関わりや、実施体制等に関して検討すべき課題があるが、政府の第5次男女共同参画基本計画にはジェンダー平等に向けた強力な取組及び法制度・慣行の見直しが必要であることが明記された。

また、女性差別撤廃委員会による次回の日本報告審議が本年10月に迫っている中で、選択議定書の批准に向けた議論の加速化が求められている。

選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。

よって、坂城町議会は、国会及び政府に対し、我が国の司法制度・立法政策との関連課題等を早急に解決し、環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要請する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 続いて、趣旨説明を求めます。

9番（玉川君） 私からは、発委第3号「医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について」、発委第4号「訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について」、発委第5号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について」趣旨説明を行います。

最初に、発委第3号「医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低いとし、ケア労働者の賃上げ事業を行い、令和6年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込んだ。

しかし、診療報酬のベースアップ評価料や、介護報酬の新加算は、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ている。その結果、定期昇給並みの賃上げにしかならず、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっている。

現在、医療・介護現場では、退職者が増加している。その背景には、労働とそれに見合わない低い賃金水準がある。人員不足のため入院患者を受け入れられない、あるいは介護事業所を利用できないことのないよう、緊急な処遇改善策を実施する必要がある。

よって、坂城町議会は、医療・介護事業の安定的な維持発展のために、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう追加の賃上げ支援策を実施するよう要請する。

続いて、発委第4号「訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

本年４月から訪問介護の基本報酬が引き下げられた。訪問介護は、在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられない。

介護報酬の引き下げで、小規模・零細訪問介護事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が揺らいでいる。

厚生労働省は訪問介護報酬の引き下げの理由を、収益率の高さとしているが、これは高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所などの収益率を根拠としており、実態とはかけ離れている。

訪問介護はとくに人手不足が深刻で、ヘルパーの有効求人倍率は令和４年度で１．５倍と異常な高水準と言われている。

政府は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、その加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため報酬を引き上げるとしているが、財源の根拠が不明確で確実に実行されるか定かでない。

よって、坂城町議会は、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に実施するよう要請する。

続いて、発委第５号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について」趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

現在、国民健康保険税の負担は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても問題となっている。

国は、低所得の方々の保険税軽減措置として、毎年約３，４００億円の財政支援を行っているが、全国知事会や全国市長会からは、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

国民健康保険制度がスタートした翌年の昭和３７年、当時の首相の諮問機関である社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は、相当額を国庫で負担する必要がある、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

また、国民健康保険には他の保険にない均等割が課税されている。全国知事会からも要望が提出され、令和４年から未就学の子ども均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違っただけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、坂城町議会は政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 続いて、趣旨説明を求めます。

5 番（水出君） 私からは、発議第 3 号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

大きな再審事件の動向が全国的に報道等されることもあり、再審やえん罪被害に対する国民の関心は高まってきている。無実の者が処罰されることは絶対に許されない。

再審とは、罪を犯していないにもかかわらず、有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度である。ところが、現行の刑事訴訟法第 4 編再審の規定は、裁判所の裁量に委ねられている点が多く、その判断の公正さや適正さが制度的に担保されないなどの懸念がある。

再審開始決定を得た事件の多くでは、再審請求手続又はその準備段階において開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化が重要であるとされている。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てにより、さらに審理が長期化する傾向がある。

よって、坂城町議会は、国に対し、次の事項について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める。

記

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての在り方を検討すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 続いて、趣旨説明を求めます。

11 番（柊津さん） 私からは、発議第 4 号「地方財政の充実・強化に対する意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

全国的に少子高齢化が急速に進行する中、地方公共団体には、子育てや医療・介護をはじめとした社会保障制度の整備への的確な対応に加え、人口減少を想定した地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など、多岐にわたる役割を担うことが一層求められている。

また、近年の気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、社会生活を支えるインフ

ラの耐震化や、災害時に適切な医療を提供できる体制の構築も重要になっている。このような中、地方公共団体では、増大する新たな行政需要に対し、主体的かつ継続的に取り組むことが必要であり、そのためには、より積極的な地方財政の確立が不可欠である。特に、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は深刻化している。当町を含む長野県内においても職員定数を満たさない状況が見受けられ、人員体制の確保のためには財源による改善が急務となっている。

政府は「骨太方針２０２１」において、２０２１年度の地方一般財源水準を２０２４年度まで確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要や採用希望者の減少、中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには、より積極的な財源確保が求められている。

２０２５年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、自主的な地方財政の確立をめざすよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障の維持・確保、地域の防災・減災、脱炭素化対策や地域活性化に向けた取組、デジタル化対策、物価高騰対策、地域公共交通の再構築などの増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズに対応する社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 4 各種税制の見直しにあたっては、地方公共団体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。
- 5 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をＯＥＣＤ先進国並みの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
- 6 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行にかかる経費と移行の影響を受けるシステムの改修経費までを含め、地方自治体の負担増とならないよう、必要な財源を保障すること。
- 7 会計年度任用職員においては２０２４年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今

後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなど、財政需要を十分に満たすこと。

8 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 続いて、趣旨説明を求めます。

8 番（星君） 私からは、発議第 5 号「健康保険証の存続を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

政府は、令和 6 年 1 2 月に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化した「マイナ保険証」を導入することを決定した。しかし、この変更に対してマイナ保険証がなければ医療機関で受診ができなくなるという不安が、町民や高齢者の間で広がっている。この不安は、全国的に多くのメディアでも取り上げられ懸念の声が上がっている。

坂城町では、国民健康保険加入者のうち、マイナンバーカードと紐づけが完了している町民は 6 月末時点で 57.96% である。そのうち、医療機関でマイナ保険証を利用している人は 11.45% にとどまっている。このデータからも多くの人が現行の健康保険証を信頼していることがわかる。

マイナ保険証は、便利な面がある一方で、システムトラブルが多く報告されている。カードの読み取りエラーや機械の故障、カード紛失時の対応の遅れなどが指摘され、こうした問題は医療の現場で特に大きな影響を及ぼす可能性がある。

政府は、マイナ保険証を登録しない人にも申請なしで「資格確認書」を交付する方針であるが、これにより健保組合や自治体の事務負担が増大することも予想される。このまま現行の健康保険証を廃止してマイナ保険証を導入すれば、国民皆保険制度の根幹が揺るがされる恐れがある。また、個人情報保護の観点からも、情報流出や漏洩のリスクが懸念されている。

よって、国民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の対策を強く要望する。

記

- 1 マイナ保険証に関するシステムトラブル原因を徹底的に解明し、トラブルが発生しない安定したシステムを構築すること。
- 2 当面、現行の健康保険証を廃止せず、マイナ保険証と併用できるようにし、国民がどちらの保険証でも医療サービスを受けられるようにすること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案審査のため１０分間休憩いたします。

（休憩 午後 ２時３７分～再開 午後 ２時４７分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎追加日程第１「議案第６４号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第２「発委第２号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第３「発委第３号 医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第４「発委第４号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第５「発委第５号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第６「発議第３号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第７「発議第４号 地方財政の充実・強化に対する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第８「発議第５号 健康保険証の存続を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎追加日程第9「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（滝沢君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定をいたしました。

議長（滝沢君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和6年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月2日に開会されました本定例会は、本日までの19日間にわたりご審議をいただきました。

提案いたしました人権擁護委員の推薦に係る案件、専決報告、人事案件、広域連合規約の変更、令和5年度一般会計及び特別会計決算の認定、条例の一部改正、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算、また、本日追加議案としてお願いいたしました人事案件と、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、秋本番を迎え、文化やスポーツなど、多くのイベントや事業が予定されております。

鉄の展示館では、明日21日から11月24日まで、世界的な能装束の研究家である山口能装束研究所の山口 憲先生が収集した江戸期を中心とした能装束展を展示する企画展「坂城に華ひらく能装束」を開催いたします。本展覧会では、貴重な能装束や能面、帯等の展示や当町の特命大使で重要無形文化財保持者でもある松木千俊さんをお招きし、能装束をまとっての仕舞の披露をはじめ、山口さんによる展示品の解説など能の世界を深く楽しめるイベントを計画しております。能装束等につきましては、前・後期入替え制での展示となりますので、ぜひ大勢の皆様にご来館いただきたいと思います。

また、明日は、坂城保育園と村上保育園で、翌22日には南条保育園で運動会が開催されます。暑い日が続く中で、熱中症対策を講じながら、運動会に向けて元気いっぱい練習に励んできた子どもたちの頑張る姿を、大勢の皆様にご覧いただきたいと思います。

次に、坂城中学校におきましては、来週27日と28日に大峰祭が開催されます。今年度は「一等星」をテーマに、クラブの発表や展示の公開、音楽会などのほか、27日の学習発表で

は、昨年度末に中学生海外派遣事業によりアメリカ合衆国カリフォルニア州での研修に参加した生徒による報告も行われます。生徒が精いっぱい取り組んだ成果を地域の皆様にご覧いただければと考えております。

また、10月5日には、町民運動会に代わる取組といたしまして、鼠橋運動公園マレットゴルフ場を会場に、「秋のスポーツ大会」を開催いたします。多くの皆様にご参加いただき、マレットゴルフを通じて、世代を超えた交流と地域の活性化、町民の健康増進につながる大会になればと思っております。

なお、毎年、町民運動会と合わせて開催しておりました「レクリエーション・軽スポーツ交流会」につきましては、来月12日に文化センター体育館で開催いたします。

障がいの有無や年齢にかかわらず、どなたでも気軽に楽しめる軽スポーツを通じた交流会として、先日閉幕いたしましたパリパラリンピックの競技種目でもありましたボッチャなど4種目を行う予定であります。

当日の飛び入り参加も大歓迎ですので、ご家族やグループでの参加など大勢の皆様にご参加いただき、多様な個性を理解し、支え合いながら楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

また、翌日の13日には、坂城駅前多目的広場において、静態保存をしている169系電車を活用した「鉄道フェスタ in さかき」～懐かしい昭和へタイムスリップ～を、169系電車保存会との共催により開催いたします。

当日は、記念硬券、これは記念切符ですね、の無料配布やボンネットバスの無料周遊乗車、クラシックカーの展示、鉄道模型とジオラマの走行展示のほか、町内事業者による物販やしのの鉄道によるグッズ販売などを予定しております。この機会を通じて鉄道ファンのみならず、町内外の多くの皆さんにご来場いただければと思っております。

次に、来月26日と27日には、「第52回文化祭」を開催いたします。文化センター改修工事等の完了に伴い、今年度は、展示を体育館、芸能公演を文化センター大会議室、お茶席を文化の館とする従来の形態で開催いたします。

また、26日の午後には、文化祭に合わせまして、戦国時代に活躍した、郷土の勇将 村上義清の没後450年を記念して、第3回目となります「信濃村上氏フォーラム」を文化センターにおいて開催いたします。

今回のフォーラムは2部構成として、第1部では、長野県立大学の二本松泰子教授と長野県立歴史館の花岡康隆文化財指導主事による講演会を行い、第2部では「語り継ぐ村上義清」をテーマに、長野県立歴史館 笹本正治特別館長をコーディネーターにお迎えし、パネリストによるパネルディスカッションを予定しております。

村上義清の功績を再確認し、町の魅力の一つとして、広く発信するフォーラムとなるよう準備を進めておりますので、ぜひ大勢の皆様にお越しいただきたいと考えております。

また、文化祭の開祭式に先立ちまして、「町表彰式」及び「WAZAパワーアップ事業表彰式」を挙行いたします。長年、町の発展にご尽力いただいた皆様方に感謝を申し上げるとともに、ものづくりに係る卓越した技能や、技術の高度化及び人材育成を目的とした優秀な技術者等を表彰申し上げたいと考えております。

さて、コロナ禍以前から計画しておりましたポーランドツェレスティヌフ郡との「フレンドシップ協定」につきましては、来月9日から14日にかけて、私と、町議会及び町国際交流協会を代表する皆様でポーランドを訪問し、当町及び同郡並びに双方の国際交流協会の4者により締結する予定としております。

ポーランドツェレスティヌフ郡とはこれまで、町国際交流協会とワルシャワ日本語学校を通じた文化や人的交流など、様々な交流を行ってまいりました。

日本とポーランドの友好的な関係の下、ツェレスティヌフ郡との様々な分野における相互理解と親善関係の促進を図り、交流を通じた相互発展につなげてまいりたいと考えております。

続いて、11月7日には、文化センターにおいて、先の大戦で犠牲になられた当町の戦没者に哀悼の誠をささげる「戦没者追悼式」を執り行います。昨年度に続き、一般の方にもご参列いただける形での開催を予定しておりますので、戦没者を追悼するとともに、恒久的な平和を祈念するため、より多くの方にご参列いただきたいと考えております。

続きまして、国道18号バイパスの整備促進に向けてであります。10月後半に「坂城町国道バイパス、県道整備促進期成同盟会」として、議会や商工会の代表の皆様とともに、国土交通省、財務省、そして県選出国會議員に対する要望活動を予定しており、現在関係機関を通じて日程調整を行っているところであります。

地域住民の皆様のお思いをつなぐ国道バイパスでありますので、今後も坂城町区間の早期整備について、機会を捉えて積極的に要望してまいりたいと考えております。

さて、令和4年4月から実証実験を行っているデマンド交通・乗り合いタクシーにつきましては、町内タクシー事業者にご協力いただく中、令和5年度末の登録者が前年から77名増の306名、利用者も349名増の3,142名と、多くの方にご活用いただいております。

そうした中、町内タクシー事業者では、今月からクレジットカード決済が導入され、さらに年内には交通系ICカードシステムによる決済も可能になるとお聞きしており、利用者の一層の利便の向上につながることを大いに期待するところであります。

さて、日没時間の早まりとともに、夕暮れ時や夜間の交通事故が増加するなど、交通事故の危険が高まってまいります。運転者、歩行者、自転車の利用者など、それぞれが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践していただくよう呼びかけ、交通事故の防止を図ることを目的に、明日21日から30日までの10日間、「秋の交通安全運動」が行われます。「信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道」のスローガンの下、より一層の啓発に努めてまいりますので、

町民の皆様におかれましても、交通安全にご協力をお願いいたします。

県内の気象予報によりますと、長く続いた猛烈な暑さも明日頃から一段落し、ようやく過ごしやすい季節になる一方、急な気温の変化で体調への影響も心配されるところであります。

議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（滝沢君） これにて令和6年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 中 村 忠 靖

坂城町議会議員 星 哲 夫

坂城町議会議員 玉 川 清 史